

【資料】

亀山市のいじめ防止等のための組織等

「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」

学校

◇役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ事案に対して、学校が組織的に実施するための中核

◇構成

管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、心理の専門家 等

「亀山市いじめ問題対策連絡協議会」

教委

◇役割

- ・いじめの防止等に関係する機関及び団体による対策等の連携
- ・市内の公立小中学校におけるいじめの現状の情報の共有及び分析
- ・いじめの防止等に関する情報交換
- ・その他、いじめ防止等のために必要と認める事務

◇構成

亀山市小中学校校長会代表、亀山警察署生活安全課担当者、北勢児童相談所担当者、津地方法務局担当者（人権擁護委員）、保護司、弁護士、子ども総合センター長、亀山市子ども総合センター臨床心理士 等

「亀山市いじめ問題調査検討委員会」

教委

（教育委員会の調査機関）

◇役割

- ・いじめ防止等のための有効な対策を検討するため、審議を行う。
- ・亀山市の学校のいじめ事案について、必要に応じて調査を行い問題の解決を図る。
- ・重大事態に係る調査を教育委員会が行う場合は、この調査機関が行う。

◇構成

「亀山市学校問題調査検討委員会」の枠組みから学校関係者を除いた組織 等

亀山市の調査機関（再調査機関）

市・教委

◇役割

- ・重大事態の対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときの再調査を、この調査機関が行う。

◇構成

三重県教育委員会の協力を得て、教育委員会が必要な組織を設置